

まちづくり基本条例の改正について(きずな会議集計結果)

Q1. 条例改正(案)について、ご意見をお聞かせください。望ましいと思う方式の「チェック欄」に○印を記入のうえ、選ばれた理由を「意見欄」にご記入ください。また、文言の訂正等もあればあわせてご記入ください。

集計	方式	意見欄
3	案① 基本理念追加型	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり基本条例は、最上位に位置づける理念条例であり、今後、他の条例制定(子どもの権利条例など)の予定がある場合は、実践的な条文「参画及び協働」のところではなく、最上位として「基本理念」の条文に加えればよいのではないかと。 子どもたちを特別な存在にする。理念に追加する方法。
2	案② 条建て改正	<ul style="list-style-type: none"> 「市民」に「子ども」も包含すると考えますので、基本理念に追加する必要がない。「子ども」を追加するのであれば条建て。 基本理念は根幹であり、社会情勢が変わろうと揺るがないものと思います。「市民」の中には当然、子どもも含まれており、子どもの理念追加は、重複感がある。「子どもの参画への配慮」ということで参画しやすい環境を整えるよう努める又は配慮するとして独立した条文を設け、第7章の参画で明記したほうが理解しやすいと感じた。
7	案① 基本理念追加型 + 案② 条建て改正	<ul style="list-style-type: none"> 下位条例に「いじめ防止対策に関する条例」等ができるとしても内容が別物と考えます。子どもの基本理念と条建てにすることで子どもを受け入れていることが「まちづくり基本条例」にはっきりと反映されると思う。 より子どもの権利(参画)が強調されると考える。 子どもの参画の方法について、規定が難しいところもあるが、よく検討をしていき、瑞穂市は子どもを重要視して、いろいろなどころで受け入れる環境を作っているということアピールできるため。 入れた方が明確になる。推進委員会での答申で「条文に追加」の意見に、入れないとそぐわないため。 理念に記述することと同時に条文にも記述することにより実効性が高まる。
1	その他(案)	<ul style="list-style-type: none"> 改正は不要である。

Q2. もし、案(2)の条建て改正を行うとするならば、追加する方式又は枝番方式のどちらがいいと思いますか。望ましいと思う方式の「チェック欄」に○印を記入のうえ、選ばれた理由を「意見欄」にご記入ください。

集計	方式	内容	意見欄
6	追加する方式	第16条に新たに(子どもの参画)の条文を追加し、以降繰り下がりする。	<ul style="list-style-type: none"> 見出しを付けて、新たに第16条とした方が目立つのではないかと。 枝番方式にするのであれば、条文を第15条内で完結できる文言に見直す必要があるのではないかと。 第15条で市民の参画(子どもの参画を含んでいる)が謳われているので、その次に(子どもの参画への配慮)として追加する方法が良いのではないかと。 子どもも市民に含まれるため、別条にすることにより、より強調される。 子どもの参画の重要性がわかりやすい。
4	枝番方式	第15条の2として(子どもの参画)の条文を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> 理念の中にあるため
1	その他の方式		<ul style="list-style-type: none"> 第15条第3項の追加でもいいのではないかと。 子どもの参画の方法は、大人が指導していく環境の中で、方法は限られてくる。第16条の2として「子どもの参画の方法」の条文を追加してはどうか。

<自由意見欄>

・審議会では、この条例の中での審議となってしまうため、他の法令、条例との整合性、市の将来計画なども含めて審議する必要があるのではないかと。